

町田市交通マスタープラン素案に関するご意見について

問 都市計画課 ☎709・0614

昨年10月24日～11月7日の期間、町田市交通マスタープラン素案について貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。寄せられましたご意見について概要をまとめましたので、市の考え方をお知らせします。

1 公共交通（鉄道・バス）に関するご意見

ご意見の概要	市の考え方
・バス網の再構築については、行政界で分断されているバス網の再編も含めて検討してほしい。 ・町田駅から永山、多摩センター、聖蹟桜ヶ丘方面など、南北の公共交通機関のアクセスに対して不便さを感じる。	・隣接する市の駅も含め、最寄り駅を利用しやすいバス網の再構築について、隣接市及びバス事業者と調整を図りながら検討していきます。

2 中心市街地の交通に関するご意見

ご意見の概要	市の考え方
・フリンジ駐車場の整備や公共交通の利便性向上を前提として、中心市街地のTDM施策の導入を進めるといった配慮が必要である。	・中心市街地に自動車が集積しすぎない構造とするため、ご意見の主旨を尊重しながら、誰もが訪れやすく回遊しやすいまちづくりを進めていきます。

フリンジ駐車場：まちの中心部に自動車が入ってこないようにまちの外縁部（フリンジ）に作られた駐車場のこと。
TDM：交通需要管理のことで、自動車利用者などの交通行動の変更を促すことにより、交通渋滞の緩和を図る施策

3 道路交通に関するご意見

ご意見の概要	市の考え方
・鉄道の踏切対策は考えないのか。渋滞対策としてだけでなく、踏切事故の防止という観点からも重要である。	・踏切対策について鉄道事業者に対し継続的に改善要望を行うとともに、踏切部の改良などの対応を図ります。また、長期的には連続立体交差化や複々線化等についても検討していきます。

4 道路交通に関するご意見

ご意見の概要	市の考え方
・都市計画道路・・・号線といった表記を行う際には、路線地図を掲載してほしい。	・本マスタープラン中に、主な都市計画道路番号を明記した図面を掲載します。

5 徒歩・自転車交通に関するご意見

ご意見の概要	市の考え方
・自転車レーンを考えるときには、サイクリングロードの改善も考えてほしい。	・既存の道路空間（サイクリングロードを含む）などを活用して、歩行者・自転車が快適に移動できるネットワークを構築していきます。

6 その他の交通対策に関するご意見

ご意見の概要	市の考え方
・交通安全や地理案内、街の公共サイン計画に関する視点は重要な要素である。	・誰もが安全に安心して公共交通機関を利用できるようにするため、駅から主要な施設間への移動において、わかりやすい案内サインの整備などを推進していきます。

7 計画の推進に関するご意見

ご意見の概要	市の考え方
・環境を考えたまちづくりを行う際には、都市構造、土地利用、公共施設配置・福祉対策などについても検討してほしい。 ・土地区画整理といった面整備による拠点形成、実現のために生活に必要な公共施設の適正配置等、他の政策と併せた計画策定をしてほしい。	・交通は他の政策とも密接なかかわりを持っており、町田市都市計画マスタープラン、町田市土地利用基本方針など関連計画との整合を図りつつ、施策を進めていきます。

いただいたご意見については、町田市交通マスタープランの各個別目標の中で整理させていただきました。なお、個別・具体の施策については町田市交通マスタープランの内容を受けて、詳細調査の実施や事業計画を立てて検討・推進していきます。

(表1) 1月当たりの負担上限額

一般	37,200円	市町村民税課税世帯
低所得2	24,600円	市町村民税非課税世帯
低所得1	15,000円	市町村民税非課税世帯で障害者の年収が80万円以下
生活保護	0円	生活保護世帯

(表2) 高額福祉サービス費
同じ世帯で他にも障がい福祉サービス、介護保険のサービスの利用者がいれば、その合算額が表1の金額を超えないように軽減します。

(表3) 減免制度

入所施設、グループホームを利用の場合	居宅サービス、入所施設（20歳未満）を利用の場合
個別減免	社会福祉法人減免
収入に応じて個別に減免する（資産が350万円以下の方）。 収入が約6.6万円までなら負担は0円。 収入が約6.6万円を超えても、超えた収入の半分を上限とする。 約6.6万円を超えた収入の15%を上限額とする（グループホーム利用の方）。	減免すると届け出た社会福祉法人の提供するサービスを受ける場合、表1の上限額を半額にする（資産が350万円以下の方）。 低所得1 15,000円 7,500円 低所得2 24,600円 12,300円 （通所サービスを利用する場合 24,600円 7,500円）

この障がい程度区分は、約100項目の聞き取り調査の結果である1次判定と主治医の意見書等に基づき、市町村審査会が審査・判定（2次判定）を行います。
市町村審査会は、市町村長に任命された、障がいの保健・福祉に関する学識経験者等で構成され、1チーム5人程度で審査・判定にあたります。
現在支援費等のサービスを利用している皆さんには、4月以降に、障がい程度区分の認定のご案内をお送りします。

また、10月から翌年3月までの間に、都道府県と市町村は、2006年度から2008年度を期間とする障がい福祉計画（障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画）を定めることとなります。
10月から実施される事業等は、これから準備するものも含まれています。詳細が決まり次第、順次お知らせしていきます。

障害者自立支援法が実施されます

問 障がい福祉課 ☎724・3089
FAX 724・1191

前回、障害者自立支援法の概要をお伝えしましたが、今回は4月から障がい福祉サービスや公費負担医療がどう変わるのか、詳しく説明します。

障害者自立支援法は、4月と10月の2回に分けて実施されます。

4月から実施

障がい福祉サービスの利用者負担
現在、障がい福祉サービスの利用者負担額は、利用者やご家族の収入や税額等により、居宅サービスで18段階、施設サービスで40段階に分かれています。4月からはこの負担額が原則として1割に統一されます。

ただし、1月当たりの負担上限額（表1）や、高額福祉サービス費（表2）、減免制度（表3）が設けられます。

また、現在発行されている医療券、患者票は、4月から受給者証に統一されることとなります。

(2) 利用者負担
現在の利用者負担は、更生医療と育成医療では、利用者やご家族の収入や税額等により23段階に分かれ、精神通院公費では、一律5%負担（東京都は独自の軽減策として市民税非課税世帯の方のみ0%）となつていますが、4月から原則として医療保険の負担上限額を予定しています。

また、現在発行されている医療券、患者票は、4月から受給者証に統一されることとなります。

10月から実施

新しい事業体系
現在の障がい種別（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児）ごとのサービス体系が再編され、10月から共通のサービスに生まれ変わります。

また、福祉的就労から一般就労へ移行することを目的とした事業を創設し、働く意欲と能力のある障がい者が企業等で働けるよう、制度として支援していく体制も整備されます。

障がい程度区分
新しい事業体系のサービスを利する際には、市町村に申請し、市町村審査会の審査・判定を受け、障がい程度区分を認定される必要があります。

この障がい程度区分は、約100項目の聞き取り調査の結果である1次判定と主治医の意見書等に基づき、市町村審査会が審査・判定（2次判定）を行います。

また、10月から翌年3月までの間に、都道府県と市町村は、2006年度から2008年度を期間とする障がい福祉計画（障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画）を定めることとなります。

10月から実施される事業等は、これから準備するものも含まれています。詳細が決まり次第、順次お知らせしていきます。

町田市長の給料の減額について

市菅原町田一丁目第2駐車場に関する裁判の和解案が、平成17年第4回町田市議会定例会で承認され、12月13日に東京高等裁判所において和解が成立しました。市長は、この件に関し行政執行の統括責任者として行政運営に不手際を生じさせた責任をとり、1月分の給料を10分の2減額しました。

問 職員課 ☎724・2199

(表4) 所得が低い方の1月当たりの負担上限額

低所得2	5,000円	市町村民税非課税世帯
低所得1	2,500円	市町村民税非課税世帯で障がい者の年収が80万円以下
生活保護	0円	生活保護世帯

(表5) 「重度かつ継続」の1月当たりの負担上限額

一定所得以上	20,000円	市町村民税（所得割）額が20万円以上の世帯の方（3年間の経過措置）
中間層2	10,000円	市町村民税（所得割）額が20万円未満の世帯の方
中間層1	5,000円	市町村民税（所得割）額が2万円未満の世帯の方

「重度かつ継続」の範囲
・疾病、症状等から対象となる者
精神：統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）、精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
更生・育成：腎臓機能・小腸機能・免疫機能障害
・疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
精神・更生・育成：医療保険の多数該当者

(表6) 育成医療の経過措置（1月当たりの負担上限額）

市町村民税（所得割）額が20万円未満の世帯の方	40,200円
市町村民税（所得割）額が2万円未満の世帯の方	10,000円

4月から実施される内容について、説明会を開催しています。どうぞご参加下さい。

その他の事業等
10月からは、障がい福祉サービスや自立支援医療のほかに、地域生活支援事業（相談支援、移動支援、手話通訳等の派遣等、自立支援のための事業）も実施されます。

説明会日程表

会場	期日	時間
なるせ駅前市民センター	1月21日(土)	各会場とも午後2時から
鶴川市民センター	1月22日(日)	
忠生市民センター	1月24日(火)	
南市民センター	1月26日(木)	直接会場にお越しください。
堺市民センター	1月28日(土)	
健康福祉会館（4階講堂）	1月29日(日)	